

高齢者虐待防止のための指針

有限会社アンサンプル

ゆいまーる（地域密着型通所介護・総合事業）

ゆいまーる居宅介護支援事業所

1. 基本指針

当事業所は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること
また、正当な理由もなく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、そのほかの高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3. 虐待防止のための具体的措置

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

- ①事業所は虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下委員会）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とする。
- ②委員会は定期的（年2回）かつ必要に応じて招集する。
- ③委員会は次のような内容について協議する。

- ア 虐待防止のための職員研修の内容に関する事
- イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ウ 職員が虐待等を把握した場合に、区への通報が迅速かつ適切に行われる方法等に関する事
- エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関する事

(3) 職員研修の実施

- ①職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- ②具体的には、次のようなプログラムにより実施する。
 - ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - エ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - オ 発生した場合の改善策
- ③研修の開催は年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ④研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録・保存する。

(4) その他の取り組み

- ①職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ②本指針等の定期的な見直しと周知

4. 職員の責務

職員は、家庭内に置ける高齢者虐待は外部からの把握が難しいこと認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかに報告しなければならない。

5. 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

また、ホームページにも公表し、利用者及び家族がいつでも閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年3月21日から施行する。